

変更後	変更前
<p>第29条(退会および会員資格の喪失等)</p> <p>1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、</p> <p>2. 当行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。</p> <p>3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p> <p>4. 会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(15)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、(14)においては同号で定めた未利用継続期間の超過後に、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、</p> <p>また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)本会員が第23条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p> <p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。</p> <p>(4)会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> <p>(5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> <p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p>(8)会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</p> <p>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</p> <p>②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</p> <p>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</p> <p>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</p> <p>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</p> <p>(9) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。</p> <p>(10) 会員が第12条の2に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</p> <p>(11) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(12) 本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止または本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。</p> <p>(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留</p>	<p>第29条(退会および会員資格の喪失等)</p> <p>1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、</p> <p>2. 当行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。</p> <p>3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p> <p>4. 会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、(14)においては同号で定めた未利用継続期間の超過後に、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、</p> <p>また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)本会員が第23条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p> <p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。</p> <p>(4)会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> <p>(5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> <p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p>(8)会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</p> <p>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</p> <p>②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</p> <p>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</p> <p>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</p> <p>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</p> <p>(9) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。</p> <p>(10) 会員が第12条の2に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</p> <p>(11) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(12) 本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止または本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。</p> <p>(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留</p>

<p>期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</p> <p>(14) 当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家族会員によるデビット取引の未利用継続期間が2年間を超過したとき(なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。)</p> <p>(15) 本会員の信用状況に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当行が判断したとき。</p>	<p>期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</p> <p>(14) 当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家族会員によるデビット取引の未利用継続期間が2年間を超過したとき(なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。)</p>
<p><b>【J-POINTプログラム利用規定】</b></p> <p>以下の規定については、J-POINTプログラムの対象となる方に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-POINTプログラム利用規定</li> </ul> <p><a href="https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/">https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/</a></p>	<p><b>【Ok! Doki iポイントプログラム利用規定】</b></p> <p>以下の規定については、Ok! Doki iポイントプログラムの対象となる方に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ok! Doki iポイントプログラム利用規定</li> </ul> <p><a href="https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/">https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/</a></p> <p>※Ok! Doki iポイントリニューアルに伴い、2026年1月12日以降は「Ok! Doki iポイントプログラム利用規定」に代わって「J-POINTプログラム利用規定」(上記URLよりご確認ください)が適用されます。</p>
<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</li> <li>宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。 株式会社ジェーシービー JCBデビットカードデスク 0570-099-766</li> <li>規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の本会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。なお、当行、JCBおよび中銀カードでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。 ○株式会社中国銀行 クレジットカードデスク(責任者:お客さまサービスセンター長) 〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20 TEL:086-801-2044または050-3355-1965 ○中銀カード株式会社 お客さま相談室(責任者:お客さま相談室長) 〒700-0904 岡山市北区柳町 2-11-23 TEL:086-231-2271 ○株式会社ジェーシービー お客様相談室 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア TEL:0120-668-500</li> </ol>	<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</li> <li>宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。 株式会社ジェーシービー JCBデビットカードデスク 0570-099-766</li> <li>規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の本会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。 ○株式会社中国銀行 クレジットカードデスク(責任者:お客さまサービスセンター長) 〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20 TEL:086-801-2044または050-3355-1965 ○中銀カード株式会社 お客さま相談室(責任者:お客さま相談室長) 〒700-0904 岡山市北区柳町 2-11-23 TEL:086-231-2271 ○株式会社ジェーシービー お客様相談室 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア TEL:0120-668-500</li> </ol>
<p>MyJCBアプリ利用者規定(添付資料①)</p>	<p>MyJCBアプリ利用者規定(添付資料①)</p>